

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 7 年 5 月 2 8 日 (木) 午前 1 0 時～午後 0 時
開 催 場 所	市役所 4 階 中部地区会館 4 0 1 大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、野崎委員、栗原委員、高橋委員、小谷委員、堀越委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、藤崎委員、木下委員、大平委員、小川委員 欠席者：吉富委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主任（地域福祉グループ）、コンサルタント（2名）
報 告 事 項	(1) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (2) 第 1 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討については、次回懇談会にて行うこととする。 (2) 次回の開催日は、6 月 2 5 日 (木) 午前 9 時 3 0 分からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に、事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について 【説明要旨】（参考「資料 1 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」） ● 「第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」については、資料 1 のとおりである。修正などがあれば、本日から一週間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 1 1 条及び第 1 2 条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 (2) 第 1 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について 【説明要旨】（参考「別紙 1 地域福祉計画の策定背景と意義及び他計画との関係性」） ● 第 1 回策定懇談会にて、委員の皆様からご指摘を受けた箇所について、5 月 2 2 日に開催した職員で構成する策定委員会で検討したので報告する。 まず、1 点目は、地域福祉計画の策定背景と意義の整理についてである。 市町村地域福祉計画には、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することが求められている。また、平成 2 0 年 3 月に、国が報告書としてまとめた『地域における「新たな支え合い」を求めて - 住民と行政の協働による新しい福祉 - 』においても、地域における現行

の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応する考え方として、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付ける必要性がうたわれており、地域福祉を進める上での計画の策定が求められている。

以上が策定の背景と意義である。

次に、2点目は、地域福祉計画と福祉等の各個別計画との関係性についてである。

地域福祉計画策定における計画の方向性（位置付け）に関しては、「(1) 地域福祉計画を最上位計画とする場合」、「(2) 地域福祉計画が各福祉計画を横断（連携）する場合」及び「(3) 地域福祉計画を各福祉計画と同列にする場合」の3つが一般的に考えられる。地域福祉計画は、地域福祉の推進の主体である住民や事業者等と連携・協力し既存の各個別計画によって整備される施設や制度をどのように活用していくかといった視点から見直しを行うことで、地域の要支援者の課題の解決を図るための計画であり、例えば、生活困窮者の自立支援といった、現状どの個別計画でもうたっていない制度の隙間を埋めることはもちろんとして、高齢者や障害者といった対象を限定した各個別計画の施策だけでは、解決できない複雑に絡み合った地域課題について、個別計画同士の連携を深めることにより解決を図ることを目的としている。

以上のことから、計画の性格については、(2)のとおり、地域福祉計画が各福祉計画各個別計画と横断的に連携を図る役割を担う必要があると考えている。

次に、3点目、第三次地域福祉計画の中間報告資料を提示する件についてである。

こちらについては、次回懇談会までに資料を作成し、委員の皆様へ提示する予定である。

最後に、4点目、「地域福祉エリア」の再設定については、次の議題の中で審議していただきたいと考えている。

【主な意見等】

- （座長） それでは別紙1について、何か意見等はあるか。
- 別紙1の3ページ、鍵カッコが抜けている箇所がある。
- 指摘の通り修正する。
- 現行の地域福祉計画は、(1)から(3)のどれに該当するのか。
- 一次計画は(3)の並列的な考え方、二次計画は(1)の上位計画として策定し、三次計画からは(2)の各個別計画を横断・連携する計画として策定しており、四次計画についても三次計画と同様の位置付けで策定する。
- 第一次地域福祉計画は平成7年に策定したが、国の法制度が整備される以前であったため、平成18年に策定した第二次地域福祉計画が、国の法律に基づく正式な地域福祉計画である。第二次計画は、福祉保健関連計画の最上位計画としての立場から連携を図る目的で策定され、高齢者、障害者、児童などの各計画を内包していた。
しかし、内包する計画の期間が統一されていなかったことや、各個別計画の根拠法令が整備されたことにより、第二次計画の最終年度においては、内包していた計画が個別の計画冊子として策定されている状況となっていたため、第三次計画策定時には横断的な連携を図る計画として策定したという経緯があった。
- （座長） 東京都の地域福祉計画の策定が平成3年だったかと思うが、これは都・市町村・市民の三相の計画が補完しあい、地域福祉が

推進できるという考え方の下、策定された。出来るだけ市民が地域で生活でき、市民同士が協力しあうという考え方であるが、その後、国が2000年に作った社会福祉法に基づく地域福祉計画と、この考え方に大きな違いはない。家族や地域の絆が薄れる中、税金を使って公的なサービスを増やすだけでなく、地域で暮らす幸せ、人と人とのつながりがあったら始めて我々は幸せを感じるということのないがしるには出来ないというところが、地域福祉計画策定の背景であった。

社会福祉法に定める地域福祉計画は、あくまでも上位計画としての位置付けとなっている。社会福祉法の掲げる3つの目的は、行政が自前でやることには限界がある、民間企業やNPOの参入を促し、健全な事業者を育てる、企業の参入を想定し、住民の権利を守る、住民同士の支えあいが最も大事であるということである。

その下に各計画がぶら下がるが、全ての行政施策が計画に含まれているわけではなく、例えば生活保護などは計画に入っていない。そういった計画から落ちてしまっている部分の穴埋めをするのが地域福祉計画であるというのは違うのではないか。あくまでも全体の基本理念、共通の方針を持ち、それぞれの計画だけでなく計画外のものや、市民の活動についても、共通の理念を尊重して進めていこうというのが地域福祉計画であるとする。

- 各計画の根拠となる法律をまたいで策定するのであれば、何かの施策や事業実施の際に、障害が起きることはないのか。例えば各計画が拾い上げられないグレーゾーンが発生した場合に、法律が邪魔をしてあとは住民で行ってください、ということにならないか。
- 事務局としては、今回の計画は生活困窮者自立支援法に係る部分など他の制度で扱っていないものを入れて、各計画を補完し、連携を図るための計画として考えている。そのため、他の計画が規定していることを地域福祉計画がどうこうするという事はない。
- (座長) 各計画で法律によって縛られていることは当然ある。個々の事例にあわせて関係機関の連携の中で処理していくことになるが、地域福祉計画がどこまで拘束力を持つかという、基本的には地域で生活し続けられるように皆で協力しながらやっていくことを、基本理念や方針として示すものである。その他、地域福祉計画にどこまでの内容を盛り込むかと言うことがあるが、関連計画の主な数値だけ載せているものもあれば、関連する計画の主な部分を全て計画の中に載せてしまっているものもある。介護保険や子育て関連の計画などは、数値を出して計画が達成できたかどうかをローリングして検証していくということになっている。前回の第3次計画では、横割りのなまちづくりの推進に関する事項はある程度うたわれているが、個別計画についてはあまり載せていないようである。
- 色々な分野を貫くということであれば、どうしても法律の壁があるのではないか。そういった壁や矛盾を調整するのであれば、この計画は上位の計画ということになるのだろうし、具体的な組織・システムが必要なのではないかと思う。
- (座長) そういった矛盾を経験したことはあるか。
- 矛盾と言うわけではないが、業務上直面する問題の代表的なものとして65歳問題がある。障害福祉より介護保険が優先されるため、単純に介護保険に移ってしまうとサービス料が下がってしまって生活できない。その都度相談しながら個別に様々な対応をとっている。
- (座長) 計画の位置付けについてはいかがか。上位計画で行くのか横串的な考え方でいくのか。

- ここまでの話からすれば、上位計画として位置付けたほうがいいのではないかと思う。
- (座長) やはり、理念的なもの掲げるのであれば上位計画になるのだろう。最終的には行政が判断をすることであるが、懇談会としての意見はここでとりまとめた。
- 計画の方向性の前に、まずは計画の目的・考え方について、委員の認識の統一を図ったほうが良い。地域の要支援者の課題の解決を図っていく、隙間・グレーゾーンをすくい上げていくのであれば、(2)ではないかと思うが、すくい上げの部分を前提に、関連計画も内包する計画であるという統一の認識が取れるなら、(1)の位置付けでも良いと考える。ただ、形だけ関連計画を内包した計画になってしまうのではないかという危惧はある。計画の目的としては、地域住民の力というものが非常に大きなものになってきているので、これを位置付ける内容の計画になれば良いと考える。
- (座長) 狭間・グレーゾーンのすくい上げに関しては、理念にはならなくても、その下の視点や方向性の部分に書き込むことは出来るだろうし、非常に重要なことである。
- 今回、生活困窮者自立支援法が一つの目玉であると思う。その意味で、拾っていくという部分は必要な考え方だと思う。
- 生活困窮者の自立支援に関する内容は、地域福祉計画の中で方向性等を示すことになる。
- 計画の位置付けとしては(1)だと思うが、実際のところ連携は必要。ただ、横串にしてしまうと責任の所在が不明確になるのではないか。
- (座長) どちらに重点を置くかということだと思う。全体の目標を掲げる中で、それぞれがばらばらで良いわけではなく、当然横串の連携も入る。それではどちらが良いか多数決で懇談会としての意見をとりまとめた。

※(1)と(2)、どちらが良いか挙手を求めた結果、(1)が多数であり、会としては、(1)上位計画として位置付ける形が望ましいとする結果となった。

- 結局、現行の仕組みで対応しきれない課題について、計画内に明記されないまま進んで行った場合、計画としての効果が期待できるのか、という疑問がある。
- (座長) まさにこれから、計画の中身を確定させていく。基本的には現行計画をベースにすることになるが、新たな課題について今後盛り込んでいくことは十分可能である。地域福祉計画は、市民全体の幸せのための計画であり、一人でも落ちこぼれることがないようにしていくことが原則である。生活困窮者自立支援法に関連して、国が明記することを求めているのであれば、生活保護に陥る前に職業紹介や一時手当て等の支給で出来る限り支えていこう、という基本的な考え方を盛り込むことは必要であろう。
- グレーゾーンがはっきりしないまま、単に住民参加といってもそれは行政の甘えではないか。
- (座長) 市民の方では、社協を中心に市民活動計画を作っているはずである。
- 住民参加とは、自治会レベルでの話なのか、それとも個人レベルでの話なのか。
- 民生委員、NPO、自治会、個人も含めて住民参加という認識であ

る。

- 武蔵村山市は自治会の加入率が 23%くらい。東大和市であれば 40%くらいなので、近隣市町の中ではかなり低い数値となっている。圧倒的多数が自治会に入っていない方々という状況であり、アンケートの結果でもあまり近所づきあいを求めないとの回答が多数となっている。そういった方々に、どのように働きかけていくかが重要と考える。
- (座長) 現行計画では「市が行うこと」「市民にできること」「事業者ができること」となっており、行政の責任は果たそうという意味合いを見て取れる。日本全体で、地域で動ける方が減ってきている中、武蔵村山市の中でも、昔ながらの地域が生きているところと、集合住宅が立ち並んだところでは、温度差があるだろう。また、市民に参加を義務付けるようなことになると、本来の趣旨から外れてきてしまう。現実には当てはめると困難な問題ではあるが、これを解決できればすばらしい計画になるのだと思う。
- (座長) 報告事項 3 点目、現行計画の中間報告資料については、これまでまだ 2 回しか議論していないが作成は可能なのか。
- 現行計画の第 4 章関連の目標数値について、各課に照会をし、中間報告資料としてお示ししたいと考えている。

(3) その他

- 特になし。
- 【主な意見等】
- 特になし。

議題

(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について

【説明要旨】（参考「資料 2 計画の基本的事項」「資料 3 武蔵村山市の現状」「資料 4 計画の基本的な考え方」）

- 議題(1) 「地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について」先ほど報告の通り、地域福祉計画については、各福祉計画を横断（連携）する計画として考えているが、報告の際に色々と意見・指摘をいただいたため、再度検討を行うこととする。

まずは、資料 3 「第 1 章 計画の基本的事項」、13 ページ「1 計画策定の背景と趣旨」について、地域福祉計画が策定されるようになった一般的な事柄と背景、近年における社会や制度の変化と地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組み作りといった、地域福祉計画の策定の必要性が述べられているため、ご理解いただきたい。

14 ページ「2 計画の性格と位置付け」については、先ほど報告事項で意見をいただいたため省略させていただく。

15 ページ「3 計画の期間」については、平成 32 年度までの 5 年間とする。

17 ページ資料 4 「第 2 章 武蔵村山市の現状」から、19 ページ「第 1 節 地域福祉の現状」における、素案中の「データ」については、現段階で関係各課へ調査した結果を記載している。基準日の関係等から空白の部分については、今後、関係各課と調整出来次第挿入する予定である。

「1 地域福祉の現状」については、現行計画の内容更新を行い、この 5 年間で新しく実施された事業等を踏まえて作成している。

具体的には、「(1) 相談体制の充実」として市民なやみごと相談窓

口の設置に伴う事業実施状況について記載し、次に、「(2) 情報提供と広報、啓発の推進」として、福祉情報の発信等について記載、また、公式ツイッター及び公式フェイスブックページにおける情報の配信について新しく記載した。

20ページ「(3) 民生・児童委員の活動」として、これまで計画書などに具体的には記載されてこなかった地域福祉の主な担い手である民生・児童委員について、新しく記載した。

21ページ「(4) 市民活動への支援」として、NPO法人やボランティア活動について記載しており、NPO法人数については、この5年間では大幅な数字の増加がないため、法律で定義された年度の翌年である平成12年を基準として、推移を記載した。

次に、「(5) 権利擁護の推進」として、平成22年に開始した「福祉サービス総合支援事業」、平成25年に拡大した「地域福祉権利擁護事業」及び成年後見制度に関する内容を新しく記載した。

次に、「(6) 福祉のまちづくりの促進」として、バリアフリー等の取組状況について記載し、また、実証実験運行が開始された「むらタク」についての内容を新しく記載した。

次に、「(7) 防災や安全・安心への取組」として、災害対策基本法の一部改正に伴う、避難行動要支援者名簿に関する記載や、スクアードストレイト方式による体験型交通安全教室に関する内容を新しく記載した。

次に、「(8) 福祉教育・学習」として、特別支援学級との交流等についての内容を、新しく記載した。

24ページ「2 高齢者福祉及び介護保険事業」、27ページ「3 障害者福祉」及び31ページ「4 子育て支援」の項目については、平成26年度までの情報を更新しているが、今後、最新のデータを収集する予定であるため、説明は割愛する。

35ページ「5 保健医療」の項目については、現行計画策定後に、健康増進計画が策定されたため、記載内容については、健康増進計画との整合を図る形で修正した。

36ページ「第2節 「市民意識調査」(三者比較表)」については、昨年12月に実施した市民意識調査の結果を記載した。前回配布した市民意識調査結果報告書では、一般市民、要支援・要介護認定者及び障害者の3区分の内容を各個別にまとめているが、本計画においては、この3区分の内容を比較できるように集約して記載する予定である。

次に、49ページ資料5「第3章 計画の基本的な考え方」から、51ページ「第1節 計画の基本理念と基本視点」についてである。

基本理念と基本視点では、現行計画を「市民と事業者と市の計画」として位置付け、同じ目線で福祉活動をするための道しるべとして、基本理念である「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」の実現を目指してきた。

1章でも近年、社会や制度に変化はあったが、地域の問題を解決するためには、市民・事業者・市が単独で活動を行うだけでは、不十分であり、地域を構成する全ての人々が、お互いに連携し、福祉活動を推進することが必要なことには変わりはない状況である。

事務局としては、引き続き同じ基本理念と基本視点をもって、計画を推進していきたいと考えているため、内容については現行計画のまま記載している。

しかし、前回、委員より同じ目線という表現が果たして的確なのか

という意見をいただいたため、庁内の策定委員会で意見を求めた結果、同じ目標に向かって連携・協働していくことをうたっているものであり、このままでも差支えないのではないかと結論となった。

その後、策定懇談会委員から、そもそも立ち位置が違うことを前提とすれば、同じ目線という言葉は適当でないのではないかと考えるため、「同じ方向をめざして」「同じゴールをめざして」等に変更してはいかがか、と意見表で提案をいただいたため、引き続き検討事項とさせていただきたい。

53ページ「第2節 計画の基本目標と施策の体系」については、54ページ「2 施策の体系」を先に説明させていただくが、基本理念を実現するための柱として、4つの基本目標を設定しており、その基本目標ごとに具体的な施策を「取組の方向」として記載している。

「取組の方向」については、現行計画策定時に保健分野の個別計画が策定されていなかったこともあり、基本目標の1つに「保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのあるまちづくり」を掲げていたが、その後、健康増進計画が策定されたことや生活困窮者自立支援法の施行及び市民なやみごと相談窓口の開設等も考慮して、基本目標と取組の方向を整理した。

53ページ「取組の方向」については、整合する形で「基本目標」を掲げているため、説明は割愛する。

続いて、55ページ「第3節 エリア設定の考え方と将来人口推計」については、先ほど報告事項でも申し上げたが、前回の懇談会において、委員の皆様より地域福祉計画の基本理念では、「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」と掲げているにも関わらず、地域福祉エリアは大きな4つに分けられており、身近ではないと感じられるとのことで、エリア設定当初の考え方の報告と検討について指摘があった。

当該エリア設定の経緯については、平成6年2月に策定された「武蔵村山市老人保健福祉計画」でおおむね2万人を各エリアの目標人口に設定し、①第2老人福祉館区域及び第4老人福祉館区域を「現在の西部エリア」、②第3老人福祉館区域及び第5老人福祉館区域を「現在の北部エリアに新青梅街道より南側の学園1丁目から2丁目及び榎3丁目を加えたエリア」、③第一老人福祉館区域を「現在の南部エリア（先ほどの北部エリアを除く）」と緑が丘エリア」として最初に設定した。その後、平成8年2月に策定された「武蔵村山市第一次地域福祉計画」においても、同様のエリアを設置し、平成18年3月に策定された「武蔵村山市第二次地域福祉計画」において、日常生活における行動範囲や生活環境条件等を考慮して、北部エリアの新青梅街道より南側の学園1丁目から2丁目及び榎3丁目を南部エリアとする現行の4つのエリアに区分した経過がある。

事務局としては、現行の西部エリアに住む市民の活動範囲として、新青梅街道を越えた区域での活動が考えられないこと等を理由として高齢福祉課と調整を行い、懇談会委員の意見を反映し、地域福祉計画の理念を実現するために今回新しく「北西部エリア」を設置したい旨の話を庁内の策定委員会に諮ったが、地域福祉エリアは再設定しないこととなった。

再設定しない理由として、本エリアと同一のエリアを位置付けている計画として、介護保険事業計画があり、その計画の中では「日常生活圏域」という形で、同一のエリアを位置付けている。この介護保険事業計画上の「日常生活圏域」は、その圏域、つまりエリアにおい

て、高齢者施設や居宅サービスの事業目標量などが設定されており、最終的には介護保険料に結びついていることから、武蔵村山市の福祉におけるエリアを二重設定し、市民や事業者が混同・混乱を招かないよう配慮することも必要であると考え、地域福祉エリアは現行のままとさせていただきたいので、ご理解いただきたい。

次に、56ページ「2 将来人口推計」については、上位計画である長期総合計画との整合性を図る形で掲載していく予定であるため、説明は割愛する。

【主な意見等】

- (座長) それでは、まずは地域福祉エリアの設定について、確認しておきたい事項はあるか。
- それでは変更した55ページは全面的に元に戻ることになるのか。
- たたき台として本日の資料を策定委員会に諮ったが、先に述べたとおり市民・事業者が混乱しないよう、エリアは現行のままとしたい。
- (座長) 高齢者の場合は、人口2万人程度の1小学校区内などで、さまざまな在宅サービスを受けられて、可能ならエリア内に特別養護老人ホームが整備されていることが理想といえる。しかし、子どもの場合はあまりエリアを分けてしまうと、サービスの提供・利用に不都合が出かねない。実務的には、日常生活圏域のエリア分けがやりやすいということだと思うがいかがか。
- 西部地域は広くて移動が大変という話を聞くことはある。ただ、サービスの質が確保され、実際に福祉に関わっている方々が納得するのであれば、現行のままでも良いと思う。
- (座長) 介護保険などはエリアの中でサービス供給するという考え方であり、一方子どもに関しては、エリアで区切られて隣の保育所に通えないといった弊害も考えられるため、細かく区切ればよいということでもない。ただ、介護保険のエリアをそのまま他の計画に当てはめて、実際的な意味がどこまであるのかは難しいところである。
- 高齢者を対象に介護予防の活動を行っているが、エリアごとに平等かどうかは疑問である。やはり高齢になると、基本は自分が徒歩でいける場所にしか行かれなくなる。こちらから自宅に訪問することを提案することもあるが、多くの方は自ら相談に来たいと希望される。西部エリアなどは、他のエリアと比較にならない広さ。北部エリアが出来た際には、とても利用しやすくなったという声が多く上がったように思う。エリア分けをすれば解決するというのではないとは思いますが、せめてもう少し気軽に相談できるようになったらいい。
- (座長) この会として、あくまで今回5エリアを希望するのか、それとも現状を踏まえて将来的に5エリアへの変更を希望するか、といったところかと思うがいかがか。
- 実際地域性はエリアごとに違う。北西部エリアなどは旧村エリアであり、家族で同居している家庭が多い。そのため、要介護の認定者や福祉サービスの利用者が少ないエリアである。サービスの供給という点では、さらにエリアを分けたほうが良いということがあるかもしれないが、仮に新たに設定したエリアに施設を整備する必要があるとすれば市の財源的な問題もある。また、西部エリアの中でもさらに小さなエリアごとに地域性は異なるため、既にそれに合わせた対応は始めている。その他、相談件数の増加にあわせて職員を1名増員した。ただし、やはり西部エリアの広さは移動の際につらい部分がある。それでも、待つのではなく、こちらから積極的に訪問するなど、エリアご

とに分けて考えて対応していきたい。

- 住民参加の面では、ある程度地域性は考慮しつつ、5エリア程度には分けたほうがいいのではないか。
- 地域包括支援センターとの関係で、これ以上エリアを増やせないということはあるのか。
- 地域包括支援センターに関しては担当課が別なので、今回の計画で地域福祉エリアを新たに分割・設定したからといって、地域包括支援センターを新たに設置しなければならないということではない。市民の混乱を招かないように、介護保険法におけるエリアは4つだが、地域福祉計画を策定する上では、もう少し細かくエリア設定するという表記をすれば、混乱はないのではないか。
- (座長) 条件をつけて、話し合いをする際は5エリアにするなどの対応は可能ではないか。
- 計画上のエリアは4つと考えて、身近な地域については、状況によって広がったり小さくなったりするものであるという考え方もある。
- (座長) 地域福祉懇談会などを作った場合には、5エリアやもっと細かくすることも出来るだろう。ただ、具体的なサービスのことを考えた場合、4エリアは崩したくないということか。それでは、地域福祉エリアは現行の4エリアのままとし、市民活動のエリアについては、また別途設定することを検討していくこととしたい。
- (座長) 次に、素案(第1章～第3章)の内容についてであるが、13ページ第1節は、自殺・ホームレス・家庭内暴力・虐待等の複雑さなどがあげられているが、あまり細かいことにとらわれず、少子高齢化の波、自営業者の減少や第1次産業の衰退といった、もう少し大きな流れを記述してはどうか。集合住宅の匿名性や個人の価値観の多様化は悪いことではないし、プライバシーに関する意識の高まりについても当然のことである。こういったことを悪いニュアンスで使うのは表現としてどうか。例えば息子世帯と同居を希望しない世帯も増えている。別居はしていても、親世帯から色々な手助けは当然するのであって、そういった現代的なものを表現する文言がもう少しあっても良いのではないか。

第2章の現状については、間違っているところがあれば訂正する必要があるが、議論をする箇所でもない。重要なのはやはり第3章の計画の基本的な考え方のところであるので、ここに関しては次回改めて議論させていただきたい。
- 13ページ10行目「東日本大震災」とあるが、これを「東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故」に修正できないか。現在もまだ避難生活を続けている方がたくさんいるにもかかわらず、そのことが忘れられかけているのではないかと思う。東日本大震災について記述するのであれば、原発事故は避けて通れないものであるはず。
- 19ページ「市民なやみごと相談窓口を設置」とあるが、どこに設置しているか分かるような記載に変えられないか。
- これは地域福祉課の所管なので、もうすこしPRできるように努めたい。
- (座長) それでは、どういった表現にするかについては時間の関係もあり本日は議論できないので、意見があったことは記録して後日検討をお願いします。
- 23ページ、防災や安全・安心への取組について、まずは何よりも自分の身・命を守ることが大事だということをいれた方が良いのではないか。

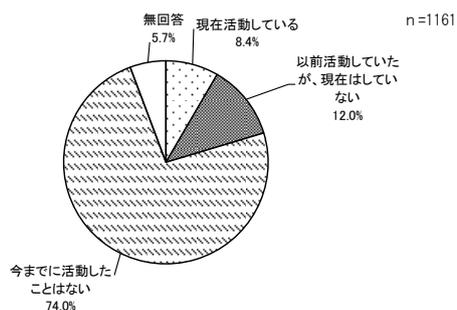
第 4 章 基本計画

第1節 みんなが参加しているまちづくり

■現況

身近な地域や家庭で安心して暮らせるためには、公助や自助だけでなく、社会変容により必要な支援を、共助となる地域の皆が参加して支える福祉のまちづくりが必要となっています。

【ボランティア、NPO活動の経験】



市民への調査によると、地域の主な活動主体となっているボランティアやNPO活動の経験については、今まで活動したことがない市民と以前活動していたが現在していない市民を合わせ、9割近くが参加していない現状があります。

しかし、地域に期待され必要とされている活動が求められており、市民自らが地域貢献の充実感などを得られるとともに参加しやすい環境を整えていく必要があります。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

■めざす地域のすがた

- 1 さまざまな地域福祉活動や交流が活発に行われているまち
- 2 地域福祉活動団体などの活動環境が整い、自主的な活動が盛んに行われ、活動の場や機会、活動のための情報等が整備されており、支援を必要とする人と活動者を結び付けるコーディネート機能が充実していて、ボランティア団体・NPO法人のメンバーや個人ボランティアが活動しているまち
- 3 活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 広報・啓発活動等の推進	主体的にまちづくりに関わっていかうとする市民の意識を更に高めるために、広報・啓発活動を推進します。 また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉などに関する情報を提供していきます。	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(2) 地域における交流の場・機会の確保	高齢者が身近な小学校で児童や地域住民と交流し、また障害のある人が地域住民とともにスポーツを楽しみながら体力の増強を図るなど、地域における福祉を中心としたさまざまな交流の場・機会の確保を図ります。	[健康福祉部全課]
(3) ボランティア活動の推進への支援	ボランティア・市民活動センターをボランティア・市民活動の総合拠点と位置付け、市民自らがサービスの担い手として積極的に地域と関わっていけるよう、福祉部門においては地域包括支援センターなど関係機関と連携し、市民の参画を更に推進していきます。	[協働推進課（地域振興課）] [高齢福祉課]
(4) 自治会活動の支援・加入促進の支援	自治会活動に対する相談や助言などの側面的支援を行うとともに、自治会に対する各種補助金を交付し、活動の活性化を図るとともに、魅力ある自治会づくりを支援します。	[協働推進課（地域振興課）]

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
充実	ボランティア・市民活動センター登録ボランティアの充実（個人・団体）	444人 116団体	600人 150団体	316人 141団体	継続	協働推進課 （地域振興課）
	（内容）ボランティア活動を中心とした市民活動の推進を支援し、ボランティア・市民活動センターに登録する個人及び団体ボランティアの充実を図ります。					
<p>（平成26年度時点で三次目標に到達していない理由）</p> <p>個人については、指定管理者の変更に伴い、それまでの登録者全員に対して、継続してのボランティア活動について意思確認を行い、主に登録しただけでその後、実際の活動を行わずそのままになっていた登録者の整理を行った。数値目標を上げることより重要なのは、実際にアクティブにボランティア活動を行っている登録者の質と考える。登録団体についても、ボランティア・市民活動センターへの名称変更にともない、団体のボランティア登録という形式をやめ、団体登録という形式に改めたので、こちらも今後は数値の目標とはしない。</p>						
新規	自治会への職員地域担当制の導入 事業名変更 職員地域担当制の充実	—	全54自治会への活動支援	4区域	9区域	協働推進課 （地域振興課）
	（内容）市政情報の提供や地域の課題等について情報収集し、市政運営にいかします。					
<p>（平成26年度時点で三次目標に到達していない理由）</p> <p>職員地域担当制については、平成25年度から、小学校通学区域を単位として順次設置を促している地域みんなでまちづくり会議に地域担当職員を派遣しており、平成26年度までに4区域に派遣している。今後も順次会議の設置を促すとともに、地域担当職員を派遣していく。</p>						

市民（地域住民）にできること

- 自分のまちの福祉関連情報に、“自分にも関係のあること”として興味を持って接しましょう。
- 地域にあるさまざまな生活課題・問題を各自が“自分自身の問題”として受け止め、その解決・改善のために何ができるのかを考えましょう。
- 今まで培ってきた知識や経験をいかして、地域で活動しましょう。
- 自治会に加入するなど、身近な人たちとの関係を築きましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者などとのふれあいの機会をつくりましょう。
- ボランティア休暇制度の導入など、社員等がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めましょう。

2 地域福祉活動の基盤の強化

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 福祉活動の場の提供	コミュニティ施設について、無休化などを推進するとともに、高齢者や障害のある人、子どもたちなど全ての地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度の導入などを推進し、適切な管理運営体制の確保に努めます。	[企画政策課] [地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課] [健康推進課]
(2) 福祉活動推進のための情報の提供	ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者など、さまざまな主体が地域福祉活動を行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。	[協働推進課（地域振興課）] [健康福祉部全課]
(3) コーディネート機能の充実	地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼などサービスのコーディネートを今後も継続していきます。また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるような仕組みを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活を共に支えていきます。	[協働推進課（地域振興課）] [健康福祉部全課]

【主な事業】

区分	事業名	平成21年度	三次目標 平成27年度	平成26年度	四次目標 平成32年度	所管課
充実	指定管理者制度の導入推進	10か所	11か所	11か所	継続	企画政策課 関係各課
	(内容) コミュニティ施設等に対する市民の多様なニーズに対応できるように、指定管理者制度の導入を推進していきます。					

市民（地域住民）にできること

- 各種のボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- “シルバー世代”や“団塊の世代”の方々の持つ能力・技術及び経験を地域でいかしましょう。

市内の事業者(所)にできること

- ボランティアの受入れ、連携に努めましょう。

3 活動団体間のネットワークづくりの推進

市が行うこと

【主な取組】

【主な取組】	内 容	主管課
(1) 地域福祉活動団体等への支援	活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや研修等への支援を行います。	[健康福祉部全課]
(2) 地域福祉活動団体間の連携強化の促進	ボランティア・市民活動センターを中心として、ボランティア団体や個人ボランティア、NPO法人等が連絡・調整を行いお互いに協力し合うことにより、ボランティア・市民活動がより活発・効果的に行われるよう、連携の強化・促進を図り、更に地域福祉活動を推進します。	[協働推進課（地域振興課）]

【主な事業】

区分	事業名	平成21年度	三次目標 平成27年度	平成26年度	四次目標 平成32年度	所管課
充実	市民活動団体のネットワーク化の推進 事業名変更 見本市（仮称）の開催	1回	3回	1回	年1回	協働推進課 （地域振興課）
	（内容）ボランティア・市民活動センターに登録する団体相互間のネットワーク化に向け、グループミーティングの回数を充実させ、活動の活性化を支援します。					
<p>（平成26年度時点で三次目標に到達していない理由）</p> <p>活動の内容も多種多様で、活動の形態もボランティアベースから事業化されている団体まで存在する様々な主体が、単純に集まって話をするだけでネットワーク化されるとは到底考えられない。それよりもむしろ、実行委員会形式を用いて、活動している側が主体的に、市民に対して自分たちの活動をPRするお祭り（見本市）を開催することにより、市民全体を巻き込んだネットワーク化を推進したい。また実行委員会の中心メンバーには、市内で活動中の協働のまちづくりを目指す市民活動団体の集まりである、武蔵村山NPOネットワークの登録団体を予定している。</p> <p>見本市の開催は、ボランティア・市民活動センターの事業として平成28年度に実施を予定している。</p>						

市民（地域住民）にできること

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努めましょう。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まで全ての人を対象とした行事を取り入れるなどして、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努めましょう。

市内の事業者(所)にできること

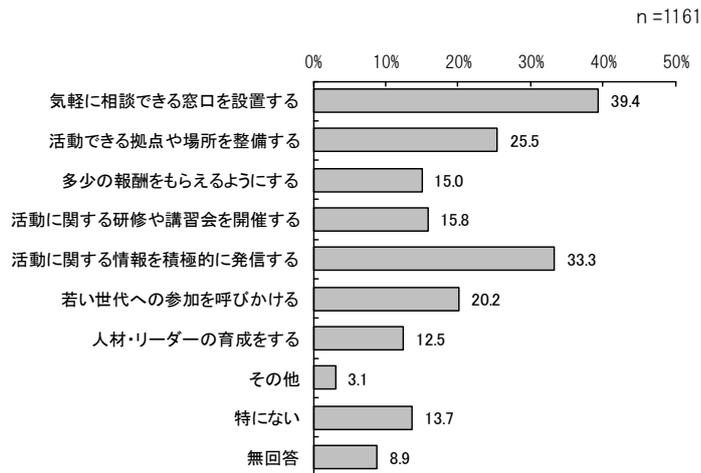
- 社内のボランティアサークルは、ボランティアセンターに登録し、積極的に他のサークルとの交流・連携に努めましょう。

第2節 連携・協働しているまちづくり

■現況

地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、既存の活動団体が連携・協働することに加えて、福祉を担う人材の確保や育成、相談体制の整備や充実した情報提供が必要となっています。

【活動を広げていくために必要なこと】



市民への調査によると、今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについては、気軽に相談できる窓口を設置することが約4割を占めて最も多い回答となっております。

そのため、活動団体への支援も含めた多様な福祉ニーズの解決を図るための相談体制を整えていく必要があります。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

■めざす地域のすがた

- 福祉の担い手が育ち、きめ細やかな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実推進しているまち
- 福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整い、情報提供の充実しているまち
- 保健・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち

1 福祉教育の推進と担い手の育成

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 福祉教育・福祉学習の推進	<p>市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行ってノーマライゼーションや「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう図ります。</p> <p>また、成人に対しては、講座や啓発講演会を開催するなどして生涯学習の一環として福祉学習を推進します。</p> <p>さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援してその充実に努め、住民の意識の向上を図ります。</p>	<p>[教育指導課] [文化振興課（生涯学習スポーツ課）] [地域福祉課]</p>
(2) 交流教育の推進	<p>高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター（市民総合センター内）等への訪問を行い、体験活動や講話を通して、子どもたちと高齢者や障害のある人との相互の交流を進めます。</p>	[教育指導課]
(3) 福祉人材の確保・養成	<p>地域におけるきめ細やかな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパーなどの福祉人材の確保を図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。</p>	<p>[高齢福祉課] [障害福祉課]</p>
(4) ボランティアの確保とNPO法人などの参画促進	<p>市民（地域住民）・事業者（所）・市の三者協働による地域福祉推進のため、ボランティア講座、ボランティアの人材育成などをボランティア・市民活動センターと地域包括支援センターなどの関係機関が連携して実施し、福祉の担い手の確保を図ります。</p> <p>また、NPO法人等の設立支援・助言、人材養成支援などを行い、市民活動を促進する中で、地域福祉活動への参画も促進します。</p>	<p>[協働推進課（地域振興課）] [高齢福祉課]</p>

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
充実	特別支援学校と市内 小・中学校の交流	5校	10校	3校	5校	教育指導課
	(内容) 都立村山特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒がさまざまな体験活動を通して交流を進めます。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) 副籍交流や生徒会同士の交流などは実施しているが、双方の行事の精選などの理由により直接交流の機会は減少傾向にあるため。						
充実	夏体験ボランティアの 充実	63人	100人	199人	—	協働推進課 (地域振興課)
	(内容) ボランティア・市民活動センターで毎年夏に実施している「夏体験ボランティア事業」への参加者増を図り、ボランティアの育成とその充実に努めます。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) 夏体験ボランティアは、学校のカリキュラムの一環として位置付けられているような所があり、福祉の担い手の育成としての効果は期待できない。ボランティア・市民活動センターが福祉の担い手を育成するに当たっては、地域包括支援センターなど関係機関との共催により、講座の開催などを実施していきたい。						

市民（地域住民）にできること

- 社会福祉協議会主催の行事に参加するなど、積極的に交流するよう努めましょう。
- 学校での福祉教育の経験などをいかし、地域において困っている人に気軽にちょっと手を貸すなど、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティアセンターが主催する夏体験ボランティアなどに積極的に参加しましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 地域福祉の向上のため、社員等に研修を行うなど、意識の啓発に努めましょう。
- 各団体等の活動についての情報提供に努めるとともに、活動においてボランティアの受入れ、連携に努めましょう。

2 福祉サービス充実の基盤づくり

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) サービス提供基盤の整備	福祉サービス事業者の市内への参入を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。 特別養護老人ホームの待機者及び保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。 また、障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備に努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]
(2) 福祉サービスの提供	介護保険制度に基づくサービスや高齢者や障害のある人のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課]
(3) サービス情報提供の推進	市報やホームページなどを活用し、福祉サービスの内容などの情報を積極的に提供します。	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(4) サービス評価の促進	福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。 また、福祉サービス事業者の第三者評価制度について広報・周知活動を行います。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
充実	福祉サービス第三者評価*への助成	1事業所	3事業所	3事業所	4事業所	高齢福祉課 (地域福祉課)
	(内容) 認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設が行う福祉サービス第三者評価への助成を行います。					

市民（地域住民）にできること

- 利用者の視点でサービス評価に参加しましょう。
- ボランティア団体やNPO法人などに参加するなど、福祉サービスの充実に協力しましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 市内中学生の職場体験などの依頼を積極的に受け入れましょう。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者等を配置するなど、利用者からの苦情への適切な対応に努めましょう。

3 相談体制・情報提供の充実

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 相談窓口の充実	高齢者、障害のある人、子どもや子育て家庭に関するさまざまな相談に対して、分かりやすく、そして利用しやすくなるように、福祉サービスに対する苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口を設置し、利用の促進を図ります。	[健康福祉部全課]
(2) 情報提供の充実	地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター、障害者就労支援センター、精神障害者地域活動支援センター、子ども家庭支援センターなど専門性をいかした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者などの相談活動との連携を強化し、相談体制のネットワークの確立に努めます。	[健康福祉部全課]
(3) 相談員の資質向上のための支援	市職員及び民生・児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施するなど、その資質の向上を支援します。	[健康福祉部全課]
(4) わかりやすい情報提供の推進	声の広報の発行、また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、各種のパンフレットなど多様な媒体によって、利用者の立場に立った福祉などに関する分かりやすい情報を提供していきます。	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(5) 保健福祉総合センターを活用したサービスの提供	高齢者、障害のある人及び子育て家庭に関する福祉の総合的な連携の拠点である保健福祉総合センター（市民総合センター内）を活用して、地域住民一人ひとりの必要に対応したサービスの提供を図ります。	[子ども育成課] [障害福祉課] [高齢福祉課]
(6) 苦情相談窓口の充実	福祉サービスに関する苦情に適切に対応していくため、保健福祉総合センター（市民総合センター内）にある社会福祉協議会に福祉総合相談窓口を設置し、苦情の解決に向けて迅速に対応します。	[地域福祉課]

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
新規	福祉総合相談窓口の設置と利用促進	—	設置	設置	継続	地域福祉課
	(内容) 社会福祉協議会内に福祉総合相談窓口を設置し、総合的な福祉サービスの利用相談、サービス利用への苦情に対する相談とその解決に向けた支援を行います。					
充実	地域包括支援センターの設置	3エリア 設置	4エリア 設置	設置	継続	高齢福祉課
	(内容) 支えが必要な高齢者の心身の健康維持や安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点である地域包括支援センターを整備します。					
新規	障害者自立支援協議会の設置	—	設置	設置	継続	障害福祉課
	(内容) 相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに対して中核的な役割を担う協議の場を設けます。					
新規	福祉総合相談窓口の設置と利用促進	—	設置	設置	継続	地域福祉課
	【再掲】	(内容) 福祉サービスに関する専門的な相談や、サービス利用に関する疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合相談窓口を設置し、地域の方々を支援します。				
新規	権利擁護センター（仮称）の設置 【再掲】	—	設置	未設置	設置	地域福祉課
	(内容) 成年後見制度に関する専門的な相談や、福祉サービスの利用に関する相談と苦情対応などを行う権利擁護センター（仮称）を設置し、利用の促進を図ります。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由)						
権利擁護センターの在り方について、所管で再度検討する必要性が生じているため、現在は設置できていない。						

市民（地域住民）にできること

- ボランティア、ピアカウンセラーとして、さまざまな相談活動に参加しましょう。
- 地域の中で民生・児童委員などの相談員との連携に努めましょう。
- 自治会の回覧板を活用するなどし、お互いの顔の見えるような情報提供を心がけましょう。
- 朗読、翻訳、通訳などのサークル活動に参加するなど、障害のある人などへの情報提供を手助けしましょう。
- 保健福祉総合センターで提供されているサービスを上手に利用し、住み慣れた地域での自立生活に役立てましょう。
- 各種団体の活動の場、活動拠点として、保健福祉総合センターを有効に活用してみましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 相談体制のネットワーク化への協力を努めましょう。

4 保健・医療等の推進

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 成人保健事業の推進	市民が生活習慣病などを予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診や健康診査などの保健事業について、今後とも推進していきます。	[健康推進課]
(2) 母子保健事業の推進	母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、母子を対象としたさまざまな健康診査や健康相談などの保健事業について、今後とも充実していきます。	[健康推進課]
(3) 予防衛生事業の推進	市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診などの予防衛生事業について、今後とも充実していきます。 予防接種情報システム「あんしん子育て予防接種ナビ」を活用してもらい、安全確実に接種をしていただくよう努めます。	[健康推進課]
(4) 休日・休日準夜における急患診療の推進	日曜日、祝日等の休日や休日準夜（午後9時まで）における急病患者の診療について、今後とも実施します。	[健康推進課]
(5) 特定健康診査の推進	40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とする特定健康診査について、今後とも推進します。	[保険年金課] [健康推進課]
(6) 特定保健指導の推進	特定健康診査の受診結果に基づきメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者に対しては、保健師や管理栄養士による食事や運動などについての指導・助言を今後とも実施します。	[保険年金課] [健康推進課]
(7) 調整機能の充実	高齢者、障害のある人、子育て家庭などからの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できる仕組みを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置するなど、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]

(8) 市民健康づくり推進協議会	健康づくりに関するさまざまな施策を検討する場として、今後も継続的に市民健康づくり推進協議会を開催し、協議します。	[健康推進課]
(9) 健康づくりの普及・啓発	全ての市民に健康づくりの意識を定着させるため、今後とも健康教室を開催するほか、健康に関するイベントを実施して、健康づくりの普及・啓発を行います。	[健康推進課]
(10) 保健・福祉総合システムの整備と活用	保健・福祉総合システムの充実に努め、個人情報保護に細心の注意を払いながら、効果的な保健・福祉サービスの提供の実現を図ります。	[健康福祉部全課] [文書情報課]

【主な事業】

区分	事業名	平成21年度	三次目標 平成27年度	平成26年度	四次目標 平成32年度	所管課
充実	各種がん検診の実施	6,499人	7,310人	7,823人	8,000人	健康推進課
	(内容) 各種がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。					
充実	乳幼児・産婦健康診査の実施	(受診率) 90.5%	(受診率) 100%	91.5%	100%	健康推進課
	(内容) 各種健康診査を行い、乳幼児の健全育成等に努めます。					
充実	予防接種・結核検診の実施	12,918人	14,000人	16,735人	18,000人	健康推進課
	(内容) 予防接種や結核検診を実施し、市民の健康を守ります。					

第4章 基本計画

充実	特定健康診査の実施	(受診率) 42.2%	(受診率) 80%	(受診率) 46.7%	(受診率) 65%	保険年金課 健康推進課
	(内容) 生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することを目的とした健康診査を行います。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) メタボリックシンドロームに着目した検査項目に限られていることから、生活習慣に特に問題があると思わない人が特定健康診査を受診しないことが考えられる。						
充実	特定保健指導の実施	(実施率) 35.8%	(実施率) 60%	(実施率) 17.2%	(実施率) 60%	保険年金課 健康推進課
	(内容) メタボリックシンドローム等の該当者に対して、食事や運動などについて、保健師や管理栄養士による指導・助言を行います。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) 特定保健指導の必要性を感じていない人が多いと思われる。						
充実	健康運動教室の利用促進	77人	200人	—	—	健康推進課
	(内容) 健康を維持するために必要な運動の講習や簡単なストレッチ体操など、さまざまな運動種目を取り入れた運動教室の利用を促進し、参加者を増やします。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) 事業計画を見直し中止したため						
充実	ヘルシースリム教室の利用促進	101人	150人	30人	100人	健康推進課
	(内容) メタボリックシンドロームの予防を目的に生活習慣の改善のヒントを伝える健康教室の利用を促進し、参加者を増やします。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) 市民のニーズをとらえた教室の内容となっておらず、申し込む動機付けが弱いからと思われる。						
充実	骨粗しょう症予防教室の利用促進	22人	30人	55人	60人	健康推進課
	(内容) 骨粗しょう症の正しい知識を身に付け、日常生活の工夫を図る健康教室の利用を促進し、参加者を増やします。					

市民（地域住民）にできること

- 健康診査、がん検診や人間ドックなどを積極的に受診し、自分の健康状態を自分でチェックしましょう。
- 市が公募する委員会等に積極的に参加しましょう。
- 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な限り伸ばしましょう。

市内の事業者(所)にできること

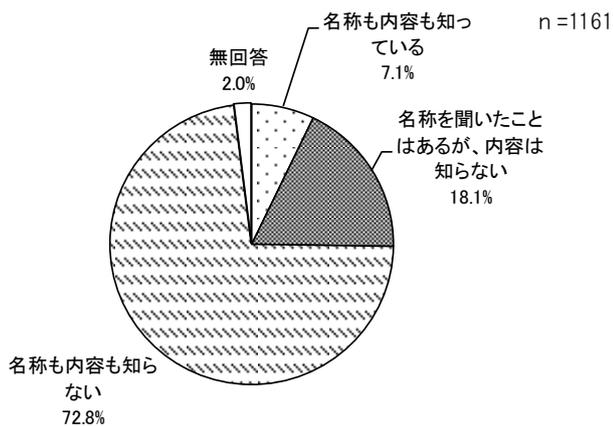
- 職場での定期健康診断の実施に努めましょう。
- 市などの行政機関等との情報交換、連携に努めましょう。
- 市などの行政機関等と連携し、市民の健康づくりに協力しましょう。

第3節 安心・安全なまちづくり

■現況

住みなれた地域でいつまでも安全・安心に暮らしていくためには、防犯・防災対策の実施だけではなく、公共施設等のバリアフリー化の促進等の福祉に配慮したまちづくりが必要となっています。

【災害時要援護者名簿登録について】



市民への調査によると、地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動内容については、災害が起きた時の対応が最も多い回答となっている一方で、災害時要援護者名簿登録制度の認知度は1割を下回っています。

そのため、誰もが安心して地域で生活を送ることができるように、避難行動要支援者に対する方策を整備することが喫緊の課題となっています。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

■めざす地域のすがた

- ・バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、住民のだれもが安心・快適に外出することができるまち
- ・災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられ、安心して生活することができるまち
- ・判断能力が十分でない人が必要に応じて成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を適切に利用し、住み慣れた地域の中で安心・快適に暮らしていけるまち

1 福祉のまちづくりの推進

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成	「東京都福祉のまちづくり条例」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」などに基づいて、公共的建築物や道路・公園などの公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障害のあるなしや年齢等に関わらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。	[都市計画課] [道路下水道課(道路公園課)] [環境課] [施設課]
(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進	市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸について、引き続き東京都に要請していきます。 また、市民がバスを便利に利用できるよう、市内循環バスへのノンステップバスの導入を進めていきます。 さらに、交通不便地域への対応として、市内循環バスを補完する新たな公共交通である乗合タクシーの更なる活用を図っていきます。	[多摩都市モノレール推進担当] [都市計画課]
(3) 放置自転車対策等の推進	放置自転車クリーンキャンペーンや違反広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や立て看板等をなくし、だれもが通行しやすくなるよう努めます。	[道路下水道課(道路公園課)]
(4) 外出を支援する仕組みの充実	高齢者や障害のある人等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティアの育成や組織づくりへの支援に努めます。	[協働推進課(地域振興課)] [健康福祉部全課]
(5) 都営村山団地の整備の促進	都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある人に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請していきます。	[都市計画課]

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
充実	ノンステップバスの導入促進	3台	11台	6台	11台	都市計画課
	(内容) 市内循環バスへのノンステップバス導入を促進し、バリアフリー化を行います。					
<p>(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由)</p> <p>全車両(11台)について、早急にノンステップ仕様とすることが望ましく、平成15年以降、車両買替の都度ノンステップ仕様にしてきましたが、財政的な事情等により買替計画が思うように進まなかったため、現状6台への導入にとどまっています。</p>						

市民(地域住民)にできること

- 地域住民の視点からバリアフリーなどに関する点検・評価をしましょう。
- 外出支援ボランティア活動に参加しましょう。また、周りの人にも参加を呼びかけましょう。
- 障害のある人が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所に置きましょう。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等を置くのはやめましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 所有施設・設備のバリアフリー化に努めましょう。
- スロープを設置するなど、高齢者や障害のある人が利用しやすい店づくりに努めましょう。

2 安全・安心のまちづくりの推進

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 参加・体験型交通安全教育の実施	自転車の正しい乗り方について指導する自転車運転者講習会や、中学校での体験型交通安全教室（スクエアード・ストレイト）の開催により、交通安全意識の啓発に努めます。 また、市内における夏期交通防犯映画会を継続し、正しい知識の普及・啓発に努めます。	[防災安全課]
(2) 自主防犯組織の育成支援	安全・安心のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成するなど、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。	[防災安全課]
(3) 自主防災組織の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守る。」という共助意識の醸成や災害時における市民（地域住民）・事業者（所）・市が一体となった地域ぐるみでの防災行動力を向上させるため、災害対策用資器材等の助成を強化するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	[防災安全課]
(4) 避難行動要支援者対策の推進	関係機関等と十分協議し、避難行動要支援者の個別計画を作成するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、避難行動要支援者（同意者）名簿を警察署、消防署、民生・児童委員等に平常時から提供することにより、災害時における避難行動支援体制作りを推進します。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [防災安全課]
(5) 地域の見守り活動の推進	一人暮らしや認知症の高齢者の見守りや声かけなど“地域の見守り活動”を地域住民や民生・児童委員、ボランティアなどとの連携・協働のもとで推進するとともに、今後、自治会などの身近な地域で活動を行っている組織がネットワーク化を図って今まで以上に地域の実情に即した活動を行えるような基盤を整備します。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [協働推進課 （地域振興課）]
(6) 高齢者・障害のある人に対する悪質商法などによる被害の防止	高齢者や障害のある人などが悪質商法の被害を受けたり、消費者トラブルに巻き込まれたりすることがないように引き続き情報提供・啓発活動に努めます。また、トラブル解決のための適切な助言、消費者相談の充実を図ります。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [協働推進課]

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
充実	自転車運転者講習会の実施	8回	10回	15回	18回	防災安全課
	(内容) 自転車の正しい乗り方が学べる講習会を開き、交通安全意識を啓発します。					
新規	市内中学校での体験型交通安全教室(スケアード・ストレイト)の開催	—	2回	2回	2回	防災安全課
	(内容) 中学校において、スタントマンによる体験型交通安全教室を開催し、中学生の交通安全意識を啓発します。					
充実	夏期交通防犯映画会の実施	9回	12回	12回	12回	防災安全課
	(内容) 交通防犯映画会を実施し、交通マナーに対する正しい知識を普及・啓発します。					
充実	自主防犯組織の結成促進と育成支援	14団体	18団体	12団体	20団体	防災安全課
	(内容) 自主防犯組織の結成を促し、育成を支援します。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) 高齢化による解散や統合のため減少し、また結成促進に向けた啓発活動を推進しましたが新たな団体の結成には結びつきませんでした。						
充実	自主防災組織の結成促進と育成支援	21団体	27団体	29団体	33団体	防災安全課
	(内容) 自主防災組織の結成を促し、育成を支援します。					

	高齢者地域見守りネットワーク事業	1エリア 実施	4エリア 実施	未実施	実施	高齢福祉課
充実	(内容) 高齢者が安心して暮らせるよう見守りネットワークを拡大していきます。					
(平成26年度時点で三次目標に到達していない理由) 今後、新たなサービスを構築する上で、改めて見直す必要があるため。						

市民（地域住民）にできること

- 道路や歩道への自転車等の放置はやめましょう。また、高齢者や障害のある人などの通行に配慮し、やさしい運転マナーに努めましょう。
- 交通安全教室などに積極的に参加するよう努め、安全・安心のまちづくりの意識を高めましょう。
- 自主防災組織などが行う防災訓練に参加しましょう。
- 自治会、老人クラブや子ども会など、さまざまな地域活動に積極的に参加しましょう。
- 自治会を中心に一人暮らしの高齢者や障害のある人などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行いましょう。
- 地域で手軽に取り組める活動にも参加しましょう。
- 高齢者見守りネットワーク事業の地域見守り協力員となって地域の高齢者の見守りを行いましょう。
- 地域ぐるみで積極的に挨拶・声かけを励行しましょう。
- 高齢者の散歩の機会などを活用し、住民自身による地域パトロール活動を行うよう心がけましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 市などの行政機関等と災害時の連携・協力を努めましょう。
- 不審者に関する情報等の提供に努めましょう。
- 緊急時には、市などの行政機関等と連携し、要配慮者の支援に協力しましょう。

3 支援のための制度の周知等

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 成年後見制度の周知	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行います。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(2) 権利擁護センター（仮称）の設置	成年後見制度の専門相談及び判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助を行う「権利擁護センター（仮称）」を設置し、利用の促進を図ります。	[地域福祉課]
(3) 権利行使の支援	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などが地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(4) 虐待防止ネットワークの充実	子どもへの虐待増加に対応するため、要保護児童対策地域協議会などの虐待防止ネットワーク事業の推進・充実や相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。また、高齢者や、障害のある人に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センターと協力して、自宅訪問を行うなど、虐待の早期発見・防止に努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]

【主な事業】

区分	事業名	平成21年度	三次目標平成27年度	平成26年度	四次目標平成32年度	所管課
新規	権利擁護センター（仮称）の設置	—	設置	未設置	新規	地域福祉課
	（内容）成年後見制度に関する専門的な相談や、福祉サービスの利用に関する相談と苦情対応などを行う権利擁護センター（仮称）を設置し、利用の促進を図ります。					
（平成26年度時点で三次目標に到達していない理由） 権利擁護センターの在り方について、所管で再度検討する必要性が生じているため、現在は設置できていない。						

市民（地域住民）にできること

- 一人ひとりが権利擁護の意識を高めましょう。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がけましょう。

市内の事業者(所)にできること

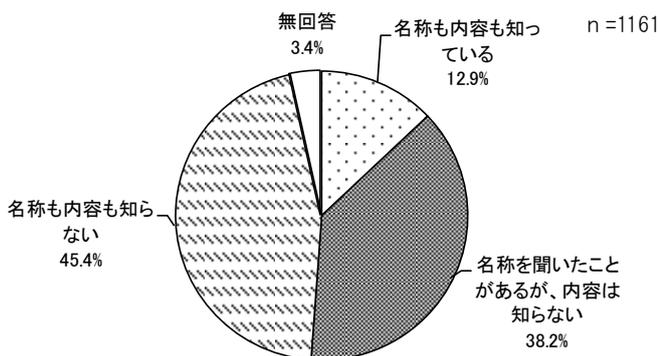
- 市などの行政機関等と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努めましょう。

第4節 自立を促進するまちづくり

■現況

地域の誰もが働くことのできる環境づくりを進めるためには、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら、就労の支援や自立促進を図っていくことが必要となっています。

【生活困窮者自立支援制度の認知状況】



市民への調査によると、日常生活の中で日ごろ困っていること、悩みを感じていることについては、将来の生活についての不安が最も多い回答となっている一方で、生活困窮者自立支援制度の認知度は、2割を下回っています。

そのため、生活困窮者の把握に努めるとともに、市民のなやみごとに対する相談体制の強化及び就労等を支援することが課題となっています。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

■めざす地域のすがた

- 様々な年齢や立場の人すべてが、身近な地域で就労することができるまち
- 生活保護制度の適正な運用が図られ、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービスをより安心して受けることができるまち
- 関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立を促進するまち

1 就労の場の確保

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 就労の場の確保	市の窓口や市内関係機関できめ細やかな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプを持ち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、財団法人東京しごと財団、障害者就労支援センターなどと緊密に連携し就労の場の確保に努めます。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課] [生活福祉課]
(2) 働くことができる環境づくり	高齢者、障害のある人、ひとり親家庭の母親など、地域のだれもが働くことができる環境づくりを進めます。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課] [生活福祉課]

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
充実	母子自立支援・婦人相談員の設置	1人	2人	2人	3人	子育て支援課
	(内容) ひとり親家庭に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動を支援する母子自立支援員を増員します。					

市内の事業者(所)にできること

- 高齢者や障害のある人を積極的に雇用するよう努めましょう。

2 生活保護受給者への日常生活支援

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 給付制度の適正な運用	地区担当員（ケースワーカー）の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、その実情に応じた生活保護費の適正な給付に努めます。	[生活福祉課]
(2) 医療扶助の抑制	後発医薬品の使用促進、社会的入院者の退院促進等を実施して、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。	[生活福祉課]
(3) 生活の相談・指導の実施	生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。	[生活福祉課]

【主な事業】

区分	事 業 名	平成 21 年度	三次目標 平成 27 年度	平成 26 年度	四次目標 平成 32 年度	所 管 課
新規	医療扶助レセプトの電子化	—	導入	実施	継続	生活福祉課
	(内容) レセプトの電子化により、指定医療機関・医療保険者・審査支払機関との連携を図り、医療扶助事務全体の効率化を推進します。					
新規	生活保護業務データベースシステムの導入	—	導入	実施	継続	生活福祉課
	(内容) 生活保護業務データベースシステムを導入し、データベースを構築して、生活保護の動向分析を行い、業務の適正運営に努めます。					

3 生活困窮者への就労等支援

市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 就労の促進	生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の稼働能力及び就労阻害要因の状況を把握し、稼働能力のある人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、就労の促進に努めます。	[生活福祉課] [地域福祉課]
(2) 進学支援	中学3年生・高校3年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行うチャレンジ支援貸付事業を継続的に実施し、一定の所得以下の家庭を支援します。	[地域福祉課]

【主な事業】

区分	事業名	平成 21年度	三次目標 平成 27年度	平成 26年度	四次目標 平成 32年度	所管課
継続	就労支援	(稼働世 帯率) 18%	(稼働世 帯率) 20%	19.1%	—	生活福祉課
	(内容) 就労可能な生活保護受給者に対する就労支援を積極的に行い、稼働世帯率(働いている者がいる世帯の割合)の向上に努めます。					

市内の事業者(所)にできること

- ハローワークなどから情報を収集し、国などの制度を理解して積極的に雇用するよう努めましょう。

第 4 回地域福祉計画策定懇談会の日程について

平成 2 7 年 8 月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5 ①AM	6 ②AM	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

第 1 候補日 8 月 5 日 午前 1 0 時から 3 0 1 会議室

第 2 候補日 8 月 6 日 午前 1 0 時から 4 0 3 集会室

地域福祉計画の素案（第1章～第3章）へのご意見

項 目	懇談会委員からの意見（要旨）	市の考え方	参照ページ
第1章 武蔵村山市の現状 第1節 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺・ホームレス・家庭内暴力等の細かい内容にとらわれずに、少子高齢化や自営業の減少といった大きな流れを記載してはどうか。 ○ 「東日本大震災」を「東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故」と記載してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いただいたご意見を参考に、本日お配りした資料「第1章 計画の基本的事項（修正）」の3ページのとおり修正いたしました。 	13
第2章 武蔵村山市の現状 第1節 地域福祉の現状 1 地域福祉の取組状況 (1) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯数の推移について、平成22年度以後の数値はあまり変動がないため、NPO法人数の推移と同様に平成12年度の数値をいれてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近の10年間の推移を表すようNPO法人数の表記も併せて平成17年度の数値を記載したいと考えております。 	19
(4) 市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記載内容について、以下の内容への変更を提案するので、検討してはどうか。 <p style="margin-left: 20px;">近年市民によるボランティア（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員のご意見を反映できるよう、修正案を検討しております。 	21

項 目	懇談会委員からの意見（要旨）	市の考え方	参照ページ
	<p>欠かせないものとなってきています。そのような背景から、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。</p> <p>ボランティア活動や市民活動は、課題解決に向け、市民による多様な活動が展開され、市民一人ひとりの自己実現やよりよい「まちづくり」を目指して行われるものであり、近年は、市民活動への関心が高まっていることから、NPO法人の設立に向けた動きに対し、市における法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。</p> <p>また、活動の場を拡充するため、公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を実施する等の支援をしています。</p> <p>市内に活動拠点を置くNPO法人は、平成12年においては、2法人でしたが、平成22年においては、19法人、平成27年3月末現在では23法人となっています。</p> <p>また、平成27年3月末現在、ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体は141団体、登録しているボランティアは316人となっています。</p>		

項 目	懇談会委員からの意見（要旨）	市の考え方	参照ページ
3 障害者福祉 (1) 障害者 (児)の状況	○ 精神障害者の人数カウントについて、第三次地域福祉計画同様、自立支援医療者数も表にいれてはどうか。	● 数字の取扱い等について所管課に確認しております。	29
(1) 障害者 (児)の状況	○ 障害者福祉については、手帳の種別のみを取り扱うのではなく、発達障害や高次脳機能障害等の内容についても記載する等の配慮が必要ではないか。	● 前回計画同様、発達障害等の内容を盛り込むよう、記載方法等について検討しております。	27～30
第2節 「市民意識調査結果」（三者比較表） 3 福祉に関する制度や事業等について (10) 災害時要援護者登録名簿について	○ 平成13年度から災害時要援護者名簿を作成して緊急時の連絡体制の整備に努めてきたとの記載があるが、市民意識調査では、7割の市民がその制度を知らないと回答している。この状況を所管課はどのようにとらえているのか。	● 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、「避難行動要支援者名簿」に名称が変更され、名簿の作成が義務化されています。 所管課としては、今後も引き続き制度の内容について周知を行い、対象者だけでなく広く一般にも認知されるように広報を行っていきたいと考えております。	44
第3章 計画の基本的な考え方 第1節 計画の基本理念と基本視点 2 基本視点	○ 市民と事業者と市では、何を第一義に置くかはそれぞれであり、そもそもの立ち位置が違うことを前提とするならば、「同じ目線で」よりも「同じ方向を目指して」あるいは、「同じゴールを目指して」の方が適切ではないか。	● 委員のご意見を反映できるよう、「同じ方向を目指して」に変更する方向で検討しております。	52

第 1 章 計画の基本的事項（修正）

第1節 計画の基本的事項（計画策定の趣旨等）

我が国における地域福祉計画策定の背景には、経済社会の変化による地域社会の変容と人々の意識が変化してきたことが大きく、少子高齢社会の到来、右肩上がりと言われた成長型社会の終焉から先行き不透明な経済状況となり、近年の深刻な経済不況から多くの一般生活に影響を与える状況が続いており、その他にも様々な社会的要因による人々の課題が複雑化し、公的な福祉サービスで対応することが困難な問題が浮かび上がってきました。こうした中、国は『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』（平成20年3月）で、地域福祉の意義と役割について改めて位置付けるとともに、地域福祉を推進するための必要な条件と整備方策などを明らかにしました。

近年、社会や制度においても新たな変化が見られ、ニート、ひきこもり、孤立死等、課題が多様化し、特に長引く不況の影響や複雑な家庭環境の増加等、様々な立場から生活困窮者となった人に対する自立支援が大きな課題となっています。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は東日本をはじめとして全国に大きな衝撃を与え、津波災害の大きな犠牲をとめない、更に原発事故の被災による影響から現在も避難生活を強いられている状況があり、地域における支え合い・助け合いの大切さが改めて認識されるとともに、避難行動要支援者に対する支援の確立が求められています。

その一方で、第一次産業の農家や商店等の自営業者の減少とともに非正規雇用労働者の増加にみられる産業の空洞化、都心部へ人口集中等による過疎地域の増加とともに、少子高齢化や核家族化の一層の進行による社会構造の変化や個人の価値観が多様化し、集合住宅の匿名性や子ども世帯に支援はするが同居を希望しない親世帯等、プライバシーに関する意識の高まりなどが伺えます。この社会状況の変化は、家庭や地域との相互のつながりの希薄化や自治会加入率の低下として表れ、支え合い・助け合いの担い手が減少していることへの対策が必要となっています。

地域福祉の推進は、地域の課題を地域住民の参画によって解決するだけでなく、次世代を育む場としての可能性をも秘めており、住民の地域での暮らしを支えるためには、公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組みづくりが大切な課題となっています。

本市においては、平成8年に「武蔵村山市地域福祉計画（障害者・児童）（平成8年度～平成17年度）」を策定後、平成18年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」、平成23年に「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」を策定し、市民参加と協働のもと、市民・事業者・市が一体となって福祉施策の推進に努めてきました。

平成27年度は「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状及び社会情勢を踏まえて、引き続き、市民・事業者・市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第四次地域福祉計画」を策定いたしました。

第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の性格

- ◇ 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。
- ◇ 「武蔵村山市第四次長期総合計画」を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標などを踏まえて策定します。国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画などや、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

2 計画の位置付け

- ◇ 本計画は、既存の各種保健福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画、健康増進計画）を包括し、横断的に連携を図る役割を担う計画として策定します。

